

## 豊栄農業振興地域整備計画の変更について

豊栄農業振興地域整備計画の一部を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

併せて、同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理結果を同法第12条第1項の規定により公告する。

令和3年2月26日

新潟市長 中原 八一

1 縦覧に供する書類の名称

豊栄農業振興地域整備計画

2 意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

令和2年新潟市公告第574号に係る意見書の要旨及び当該意見書の処理結果については、次のとおりです。

- (1) 意見書の提出・・・・・・・・なし
- (2) 意見書の要旨・・・・・・・・なし
- (3) 意見書の処理結果・・・・・・・・なし

3 縦覧場所

新潟市役所

農林水産部 農林政策課（新潟市中央区古町通7番町1010番地）

北区役所 産業振興課（新潟市北区東栄町1丁目1番14号）